

# RSPO 会員規則

すべての会員は本文書に定める要件に従わなければならない。

2017年3月6日、理事会（於マレーシア、クアラルンプール）にて承認。

RSPO 会員規則 2016

## 目次

1.0	概要	3
2.0	会員の区分とセクター	3
3.0	入会申請	5
4.0	会費	5
5.0	グループ会員資格	6

## 1.0 概要

- 1.1 「持続可能なパーム油のための円卓会議（以下「RSPO」と称す）」は、持続可能なパーム油に関する多様な利害関係者から構成される国際的取り組みです。RSPOの会員及びその活動への参加者は、大農園企業、パーム油製品の製造業者や小売業者、環境NGOや社会NGOなど、バックグラウンドが多様で、パーム油を生産又は使用している多くの国から参加しています。RSPOの主たる目的は、「サプライチェーン内の協力と、その利害関係者間の開かれた対話を通じて、持続可能なパーム油の成長と使用を推進すること」です。
- 1.2 本文書の目的は、RSPO会員になるための規則と要件を定め、RSPO会員制度の運用に関するガイダンスを提供することにあります。

## 2.0 会員の区分とセクター

- 2.1 RSPO会員は、**RSPO定款**第4条に定めるとおりとし、以下の区分の会員で構成されるものとします：

- 正会員
- 賛助会員
- サプライチェーン準会員
- 名誉会員

- 2.2 正会員には、以下が含まれるものとします。

- (i) パーム油サプライチェーンに直接関わっている、又はそれに関係のある活動をしている組織
- (ii) 銀行及び投資家
- (iii) 非政府組織 ("NGO")

- 2.2.1 正会員は、以下のセクターに分けられます：

- (i) **アブラヤシ生産者** – アブラヤシ農園を所有及び／又は管理する団体。
  - 生産者 – アブラヤシ栽培のために管理する総面積が500ヘクタールを超えるアブラヤシ生産者。
  - 小規模自作農 – アブラヤシを栽培する農家で、アブラヤシの総作付面積が50ヘクタール未満の者。小規模自作農がRSPO会員になるには、グループを作り、責任者を任命しなければなりません。
    - (i) この責任者が個人の場合 – 小規模自作農グループは、入会を申請する前にグループを法人として登記しなければなりません。
    - (ii) この責任者が団体の場合 – 団体であるグループ責任者が入会を申請するものとします。
  - 小規模生産者 – アブラヤシ栽培のために管理する総面積が50ヘクタール超500ヘクタール未満のアブラヤシ生産者。
- (ii) **パーム油加工業者及び／又はトレーダー** – パーム油及び／又はパーム油製品の加工、製造、購入及び／又は販売に従事する団体。このセクターには、製品を最終製品の製造業者又は再販業者に供給するための流通に従事する流通業者又は卸売業者も含まれます。
- (iii) **消費財製造業者** – さらなる再包装や加工を必要とせず、消費又は最終的な使用を意図して設計された物品の製造にアブラヤシ製品を使用する団体。

- (iv) **小売業者**– 製造業者若しくは卸売業者から製品を購入するか、又は自社ブランド製品を製造し、その製品を消費者又は最終使用者に直接販売する団体。
- (v) **銀行及び投資家**– 認可を受けた金融機関であって、コマーシャル／リテールバンキング及びインベストメントバンキングなどの金融サービスを提供するもの。
- (vi) **環境／自然保護団体** – 政府組織から独立している非営利組織であって、環境保護及び環境の健全性向上を目的とするもの。
- (vii) **社会／開発団体** – 政府組織から独立している非営利組織であって、社会正義、人権及び労働者の権利、貧困緩和、社会の発展などの分野に注力するもの。

2.2.2 正会員は総会での投票権を有するものとし、RSPO会員であることを公に表明することができます。

### 2.3 賛助会員

2.3.1 賛助会員とは、パーム油サプライチェーンに間接的に関わっている、又は関心がある個人又は組織です。

2.3.2 賛助会員は、以下に分けられます：

- (i) 個人
- (ii) 組織
- (iii) 組合

2.3.3 賛助会員はRSPO総会での投票権を有しません。RSPO賛助会員であることを公に表明することは許されます。

### 2.4 サプライチェーン準会員

2.4.1 サプライチェーン準会員は、RSPO認証パーム油のサプライチェーン内で活動し、アブラヤシ製品の年間購入量が500トン以下の組織です。

2.4.2 サプライチェーン準会員は、以下に分けられます：

- (i) **組織** – パーム油サプライチェーン内で、正会員に関する2.2.1 (ii) –(iv)項に記載するセクターのいずれかに関連する活動を行う団体。
- (ii) **サプライチェーングループ責任者** – 2.4.2 (i)項に定める個別の団体であって、それぞれのアブラヤシ製品の年間使用量が500トン以下であり、グループ責任者の指示下に置かれたグループに参加することに正式に同意するもの。当該グループ責任者が一法人として入会申請を行うものとしします。

2.4.3 サプライチェーン準会員はRSPO総会での投票権を有しません。RSPOサプライチェーン準会員であることを公に表明することは許されます。

### 2.5 名誉会員

2.5.1 名誉会員の資格は、RSPOへの模範的かつ長期にわたる貢献について、理事会の単独かつ絶対的な満足をもって認められた個人に対し、理事会により授与されます。

- 2.5.3 名誉会員はRSPO総会での投票権を有しません。RSPO名誉会員であることを公に表明することは許されません。

### 3.0 入会申請

- 3.1 RSPO会員に申請する者は所定のオンライン入会申請フォームを用い、<http://www.rspo.org/members/apply>にてRSPO事務局に申請書を提出しなければなりません。
- 3.2 RSPOの事務局長は、入会申請を承認する権限を有するものとします。
- 3.3 正会員の区分に入会が認められるのは、法人のみです。
- 3.4 入会申請はすべてRSPOのウェブサイトに2週間掲載し、パブリックコメントを受け付けるものとします。
- 3.5 入会を申請する生産者は、以下を提出する必要があります。

- (i) すべての生産者は、違法な開墾があれば開示する義務があります。事前の高保護価値（HCV）評価を実施せずに行った開墾に関し、2015年11月16日に理事会により承認されたRSPO修復・補償手順（RaCP）に従い、生産者はRSPO事務局に入会を申請する際に、管理下にある土地について2005年以降に事前のHCV評価を実施せずに拡張のために行った開墾があれば、それを開示する必要があります。

RaCPの3.1項は「RSPOに入会を申請する生産者は、申請に関する2週間のパブリックコメント期間に先立ち、RSPO事務局に対し、管理下にある土地について2005年以降に事前のHCV評価を実施せずに拡張のために行った開墾があれば、それを開示するか、あるいはそのような開墾がないことを書面で明示するものとする。RSPOへの入会申請は、土地利用変化分析がRSPOに承認された後に、承認の対象となる。」と定めています。

- (ii) RSPOの原則と基準を実施するための期限を定めた計画の開示。
- (iii) 企業農園の所在地と操業許可区域を示すシェイプファイル形式の地図（子会社のものがあれば、それも含む）。
- 3.6 正会員及び賛助会員はともに**RSPO会員行動規範**に拘束されるものとし、サプライチェーン準会員は**RSPOサプライチェーン準会員行動規範**の遵守を約束するものとします。

### 4.0 会費

- 4.1 RSPO会費は、**RSPO定款**第5条に定めるとおりです。
- 4.2 RSPO会員の会員資格は、当初2年間とします（以下、「会員期間」という）。会員期間は、RSPO事務局からの公式通知により指定されます。会員期間満了時に、各RSPO会員の会員資格は、会費の納入を条件として自動的に更新されるものとします（ただし、会員期間満了の3か月前に書面により会員資格が打ち切られた場合は除く）。
- 4.3 名誉会員は譲渡不能の終身会員資格を享受し、この会員資格には会費は一切発生しません。

4.4 RSPO会費の構成は以下のとおりです：

会員区分	会員セクター	年会費 (ユーロ)	
正会員	(i) アブラヤシ生産者 <ul style="list-style-type: none"> <li>アブラヤシ生産者 – マレーシア</li> <li>アブラヤシ生産者 – インドネシア</li> <li>アブラヤシ生産者 – 世界の他の地域</li> <li>アブラヤシ生産者 – 小規模自作農グループ責任者 <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 1999 ヘクタール 2,000</li> <li>1000 – 1999 ヘクタール 1,000</li> <li>&lt; 1,000 ヘクタール 250</li> </ul> </li> <li>アブラヤシ生産者 – 小規模生産者 (500 ヘクタール未満) 500</li> </ul>	} 2,000	
	(ii) パーム油加工業者及び／又はトレーダー		} 2,000
	(iii) 消費財製造業者		
	(iv) 小売業者		
	(v) 銀行及び投資家		
	(vi) 環境／自然保護団体		
	(vii) 社会／開発団体		
賛助会員	個人、組織、組合	250	
サプライチェーン準会員	サプライチェーン準会員、サプライチェーングループ責任者	100	
名誉会員	個人	会費は生涯なし	

## 5.0 グループ会員資格

5.1 1つの会員資格の下に置かれる企業グループの登録に関する必須要件は、2016年11月11日に理事会により承認され、以下ではこれを**グループ会員資格**といたします。会員はすべて、**2017年3月6日**から発効したグループ会員資格に適合しなければなりません。

5.2 グループ会員資格においては、以下の定義を用います。

- (i) **団体**とは、その法人化又は登記が行われる国の法律に基づいて法人化又は登記された企業体又は組織をいいます。
- (ii) **支配**とは、以下をいいます：
  - (a) 経営を支配することをいい、これには、団体の事業活動や運営を指揮、指示又は管理する能力を含み、その手段が取締役会への影響力をもつことによるか、持株を通じた団体の経営によるか、株式の保有によるか、又は契約若しくは運営上の取り決めによるかを問いません；

- (b) 支配する者の指揮、指示又は要望に合わせ、団体は、公式非公式を問わず、親団体の指揮、指示又は要望に関して行動する慣習又は義務下にあります

支配の解説：

- (a) 親団体が別の団体に対し、経営支配権を有する場合。
- (b) 親団体と別の団体との間に、公式、非公式を問わず、契約又は運営上の合意又は取り決めがある場合。
- (c) 団体又はその取締役が、公式非公式を問わず、親団体の指揮、指示又は要望に従って活動する慣習又は義務下にある場合。

- (iii) **グループ**とは、親団体と関係団体をいいます。

グループの解説：

- (a) 親団体が1つ以上の団体に対し、経営支配権を有する場合。
  - (b) 親団体が1つの団体に対して経営支配権を有し、別の団体については契約又は運営上の取り決めにより経営を支配している場合は、そのどちらの団体も親団体の関係団体です。
- (iv) **親団体**とは、グループ内の他の団体を支配している団体をいいます。
  - (v) **関係団体**とは、親団体の共通の支配下にある団体をいい、子団体、関連団体、又はその他関係団体を含むものとします。
  - (vi) **子団体**とは、親団体との関係が以下のいずれかである団体をいいます。
    - (a) 親団体が（法的所有者としてか又は受益者としてかを問わず）その団体の発行済み株式資本（優先株を除く）の過半数を保有している。
    - (b) 親団体がその団体の議決権の過半数を支配している。
    - (c) 親団体がその団体の取締役会の構成を支配している。
  - (vii) **関連団体**とは、親団体が（法的所有者としてか又は受益者としてかを問わず）その団体の発行済み株式資本の半分未満を保有しているか、又は議決権の半分未満を支配している団体をいいます。

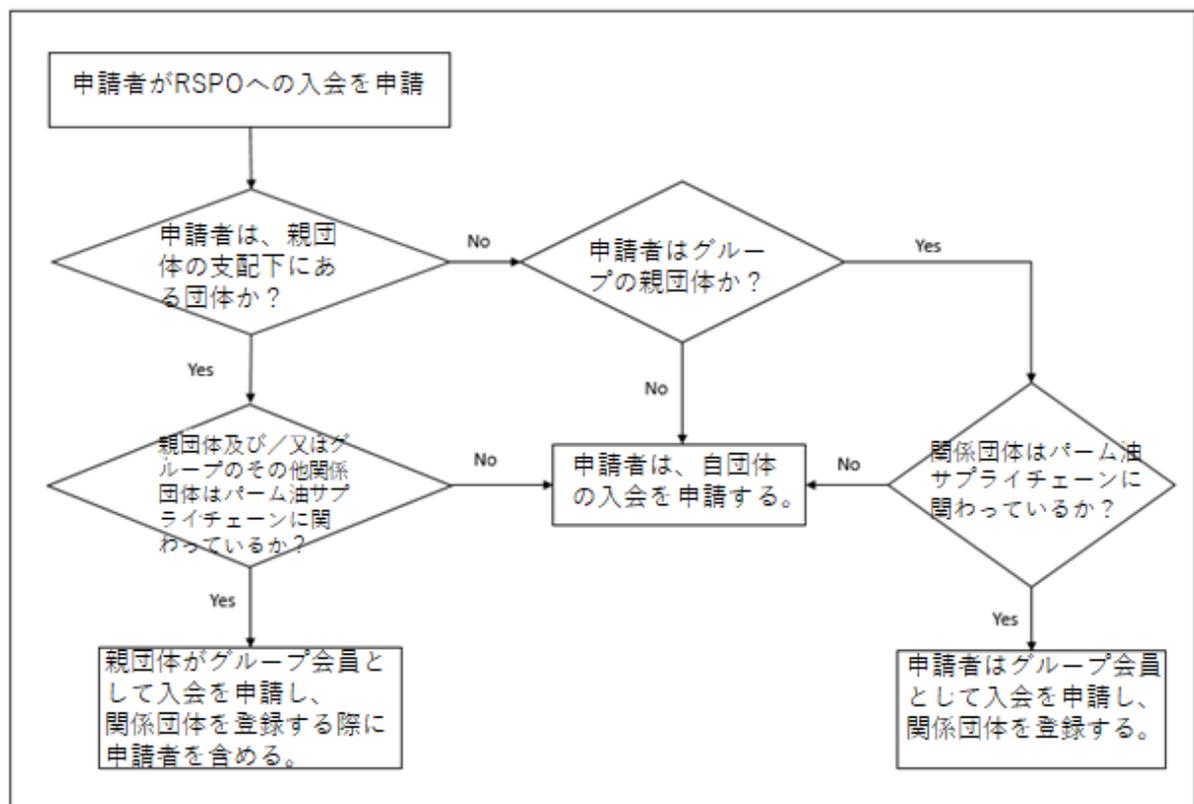
5.3 会員又は会員になろうとする者が、子団体、関連団体、その他関係団体かを問わず、親団体の支配下にある団体のグループの一員である場合は、親団体のみがRSPO会員の入会申請をすることができ、それによって当該親団体が、そのグループ内のすべての団体を代表するものとします。ただしその場合には常に、親団体及びグループ内の団体がパーム油サプライチェーンに関連する活動に従事していることを条件とします。

5.4 企業グループ内の一つの団体のみがパーム油サプライチェーンに関連する活動に従事している場合は、その団体のみが会員として登録するものとします。

5.5 親団体の支配があるかどうかを判定する際に、RSPOは以下を検討します。

- (i) 親団体が、以下を通じてその団体の経営及び／又は活動に影響力を有しているかどうか。
  - (a) 過半数株式保有によるか、少数株式保有によるかを問わず、その団体の議決権付き株式の総数に対し、相対的にかなりの株式を保有していること。
  - (b) その団体の取締役会に代表を出していること。
- (ii) 非関連団体の活動を支配、指揮、管理する力を有しているかどうか。

5.6 グループ会員資格申請の概要は以下の図のようになります。



- (i) RSPO会員である親団体が、グループ内に個別のRSPO会員資格を有する関係団体の一つ以上抱えている場合、親団体はすべての関係団体をRSPO会員であるかどうかにかかわらずRSPOに申告し、親団体の会員資格下に登録するものとします。それ以後、関係団体のRSPO会員資格は事実上、取り消されるものとします。関係団体が親団体より先に会員になっている場合には、親団体の会員資格の発効日は、関係団体の最も古い加入日の日付に変更されるものとします。
- (ii) 親団体がRSPO会員ではないが、一つ以上の関係団体がRSPO会員である場合:
  - (a) 関係団体のうち一つだけがRSPO会員で、親団体がパーム油サプライチェーンに関連する活動に従事していない場合、グループ会員資格は親団体に適用されません。
  - (b) 関係団体のうち一つだけがRSPO会員で、親団体がパーム油サプライチェーンに関連する活動に従事している場合、親団体はグループ会員資格を申請し、当該関係団体を親団体の会員資格下に含めるものとします。

- (c) 二つ以上の関係団体がRSPO会員である場合、親団体はグループ会員資格を申請し、すべての関係団体をRSPO会員であるかどうかにかかわらずRSPOに申告し、親団体の会員資格下に登録するものとします。それ以後、関係団体のRSPO会員資格は事実上、取り消されるものとします。関係団体が親団体より先に会員になっている場合には、親団体の会員資格の発効日は、関係団体の最も古い加入日の日付に変更されるものとします。

5.7 親団体はRSPO事務局に対し、グループ内の関係団体を**自己申告**により開示する責任を負います。RSPO事務局は親団体に対し、関係団体の支配を証明するよう、連結財務諸表や関連するその他の法的文書の提出を随時求めることができます。

5.8 グループの会員セクターを決定するため、親団体はグループの主な活動を検討し、グループの連結収益又は有形資産に最も寄与している事業活動を判断するものとします。

5.9 本規則を遵守できない会員については、RSPO行動規範に従って対処するものとします。